

木造 長尺折板ふき屋根

木造住宅の屋根に長尺折板を葺き、下ぶき材を施さない場合の措置

木造住宅の屋根に長尺折板を葺き、下ぶき材を施さない場合は、以下に示す 1～6 全ての措置を施すことにより、設計施工基準第 7 条 2 項に適合しているものとして保険をお申込みいただけます。

一般的に、金属屋根としての折板は非住宅の仕様であり、工場、倉庫等の大スパンに適した屋根材です。木造住宅にて、採用する場合は、十分にご検討ください。

基準同等仕様 7

1. 屋根を単純な形状（片流れ）とし水下側にパラペットを設けない形状とする
2. 勾配は、3/100以上とする
3. 軒の出は、原則300mm以上とする
4. 重ね形折板（はぜ締め形折板又は嵌合形折板でないもの）においては、固定ボルト孔の水密性を保つため防水パッキンを用い、かつ、ボルトキャップを取り付ける
5. 水上側の折板谷部には、止水面戸を設け周囲をシーリング、及びエプロンを設ける
6. 水上及びけらば部にパラペットを設ける場合は、雨押えの立上り高さを折板天端から150mm以上とする

【保険申込時の提出図面】

・矩計図等に勾配・軒の出寸法を明記してください。

・「基準同等仕様 7」を施す旨（「仕様 7」）を明記してください。（防水・基礎仕様説明シートへの記載でも可）

木造の折板屋根に下ぶき材が必要な理由

「長尺折板」は、あくまで「葺き材」であり、メンブレン防水とは異なり、葺き材の隙間からの雨水の浸入が想定されます。特に木造住宅においては、小屋裏や壁体内に雨水が浸入すると、構造体が腐朽する可能性があるため、下ぶき材を用いて、浸入した雨水を外部に排出する必要があります。

ただし、下地（野地板）を設けずに下ぶき材を施した場合、下ぶき材にたわみ・しわ等が生じる可能性が高く、適切な防水止水措置の確保が難しいため、木造住宅では十分に検討したうえでの採用をお願いしております。